

旭川医科大学病院乳腺疾患センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学乳腺疾患センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学乳腺疾患センター運営委員会規程（平成23年旭医大達第168号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 乳腺疾患センター長 （2） 放射線科の医師のうちから 1人 <u>（3） 形成外科の医師のうちから 1人</u> （新設） <u>（4） 手術部の医師のうちから 1人</u> <u>（5） 病理部の医師のうちから 1人</u> <u>（6） 緩和ケア診療部の医師のうちから 1人</u> <u>（7） 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</u> <u>（8） 放射線部副部長のうちから 1人</u> <u>（9） 経営企画部副部長（経営戦略担当）</u> <u>（10） 副看護部長（業務担当）</u> <u>（11） 病院事務部長</u>	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 乳腺疾患センター長 （2） 放射線科の医師のうちから 1人  <u>（3） 手術部の医師のうちから 1人</u> <u>（4） 病理部の医師のうちから 1人</u> <u>（5） 緩和ケア診療部の医師のうちから 1人</u> <u>（6） 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</u> <u>（7） 放射線部副部長のうちから 1人</u> <u>（8） 経営企画部副部長（経営戦略担当）</u> <u>（9） 副看護部長（業務担当）</u> <u>（10） 病院事務部長</u>

(12) 経営企画課長

(13) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第8号まで及び第13号の委員は、病院長が委嘱する。  
(任期)

第4条 前条第1項第2号から第8号まで及び第13号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

第5条～第9条（略）

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条及び第4条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

乳腺疾患センター運営委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。

(11) 経営企画課長

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号まで及び第12号の委員は、病院長が委嘱する。  
(任期)

第4条 前条第1項第2号から第7号まで及び第12号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

第5条～第9条（略）